

## 入札約款

### (目的)

第1条 鎌ケ谷市の発注する契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び鎌ケ谷市財務規則（昭和58年鎌ケ谷市規則第5号）その他の法令に定めるもののほか、この約款の定めるところによるものとする。

### (入札等)

第2条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札を行わなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、市指定の書式により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、通知書に示した時刻までに、入札箱に投入しなければならない。
- 3 入札書に記入する金額は円単位とし、入札回数は1回とする。
- 4 入札参加者は、代理人をして入札を行わせるときは、指定の委任状を持参させなければならない。
- 5 入札参加者又はその代理人は、入札の前に指定の誓約書を提出しなければならない。
- 6 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 7 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。
- 8 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の書き替え、引き換え、変更又は撤回することはできない。
- 9 入札に関する質問は、入札前々日の午前10時までとする。

### (入札辞退)

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前には、指定の入札辞退届を持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
  - (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札

を執行する者に直接提出して行う。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札参加者は、入札前に、他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 入札参加者が1人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(無効となる入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者の入札
- (9) 入札金額に対する内訳書（以下、「入札金額内訳書」という。当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。）の提出の

ない入札

(10) 提出された入札金額内訳書（当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。）が、次のいずれかの場合である入札

ア 内訳書の記載事項に重大かつ明白な不備がある場合

イ 入札金額内訳書の金額と入札書の内容が異なる場合

ウ 市が指定した内訳書以外の用紙を提出した場合

(11) 予定価格を事前公表した入札において、当該予定価格を超える金額の入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第7条 工事又は製造の請負に係る入札において、最低制限価格を定めている場合は、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 業務委託、物品の購入その他に係る入札及び工事又は製造の請負に係る入札で、最低制限価格を定めていない場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 市の歳入の原因となる入札においては、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約の締結)

第9条 落札者は、契約書の作成を要する契約については、落札決定の日から5日以内に所定の契約書に記名押印し、関係書類を添付のうえ、契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 契約書の作成を要しない契約についても、落札者は前項に規定する期間内に請書その他これに準ずる書面を提出しなければならない。

3 落札者が前2項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第10条 落札者は、当該契約の締結に際し、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(2) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(3) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(4) 契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。ただし、入札公告等により別に定めがある場合又は契約担当者が必要と認める場合は、この限りでない。

3 落札者は、前項第1号、第2号、第3号又は第5号に規定する保証を契約保証金に代わる担保として提供するときは、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

(異議の申立)

第11条 入札をした者は、入札後、本約款、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第12条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額内訳書の提出を求めることができる。